

山田町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成18年3月8日条例第2号

改正

平成24年12月14日条例第15号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 車両、機械、機器及び物品の賃貸借契約及び保守点検等に係る業務委託契約
- (2) ソフトウェアの使用承諾契約
- (3) 庁舎等の施設管理に係る業務委託契約及び人材派遣契約
- (4) 前3号に掲げるもののほか、役務の提供を受ける契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であることその他の事由により翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすもののうち、規則で定めるもの

(規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月14日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。